

選手のアントラージュ（選手を取り巻く関係者）のメンバーに制裁を科すためのガイドライン 前文

選手のアントラージュ（選手を取り巻く関係者）の行動についてのガイドライン第7条が明記する、制裁に関する一般原則に従い

該当する場合、選手のみならず選手のアントラージュのメンバーに対し、明確で強制力のある制裁を定めることは、スポーツの高潔性の保証を促す上で重要な要素であることを確信し

IOC、IF、NOC、その他の競技団体（総じて「スポーツの自主独立体」という）さらに場合により、政府機関および政府系機関との協力が、スポーツの高潔性の保証を促すもう一つの重要な要素であることを理解する。

以下の原則は、選手のアントラージュのメンバーに対する制裁について規則を採用し、かつ適用しているスポーツの自主独立体により、最小限の基準のガイドラインとして活用されることを意図したものである。

1. 一般原則

1. 1 選手のアントラージュのメンバーに対する効果的で強制力のある制裁など、スポーツの高潔性に関する適用可能な規則を採用し、適用し、施行することはスポーツの自主独立体の責任である。
1. 2 スポーツの自主独立体は、選手のアントラージュのメンバーが適用規則を認識し、理解するため、教育プログラムのような仕組みを導入しなければならない。
1. 3 スポーツの自主独立体、および場合により政府機関と政府系機関は、スポーツの高潔性を維持するため、互いに敬意を持って全面的に協力するものとする。
1. 4 スポーツの自主独立体は、選手の言動について調査がなされた場合はいつでも、選手のアントラージュのメンバーによる関与の可能性について、必要に応じ調査しなければならない。
1. 5 スポーツの自主独立体は調査期間中、選手のアントラージュによる全面的な協力を確保するための規則と手続きを整備しなければならない。

2. 制裁を科すことのできる行為と怠慢

2. 1 対応措置および／または制裁を適用する可能性がある選手のアントラージュのメンバーによる行為と怠慢には以下のものが含まれる。
 2. 1. 1 ドーピング違反
 2. 1. 2 あらゆる形態の（性別、民族、出自、宗教、政治、言語、性的指向での）差別
 2. 1. 3 あらゆる形態の（身体的、職業上の、性的、精神的）ハラスメントおよび侮辱
 2. 1. 4 あらゆる形態のギャンブル、賭け、八百長への関与あるいは支持、または宣伝
 2. 1. 5 試合および競技の高潔性に対する侵害

2. 1. 6 非スポーツマン的行為／非スポーツ的言動
2. 1. 7 政治的プロパガンダ
2. 1. 8 誹謗と中傷
2. 1. 9 賄賂、汚職、横領
2. 1. 10 偽造と改ざん
2. 1. 11 公開、協力、報告の責任
2. 1. 12 贈り物およびその他の利益の提供および収受
2. 1. 13 その他の非倫理的言動
2. 2 選手のアントラーズのメンバーは、自身の影響下にある個人、または自身が責任を負う個人の行為および／または怠慢により、制裁を科せられることがある。

3. 対応措置と制裁

3. 1 対応措置と制裁の範囲は以下を含む
 3. 1. 1 戒告
 3. 1. 2 暫定措置
 3. 1. 3 関係スポーツイベントにおける資格認定証のはく奪
 3. 1. 4 代理人としての資格のはく奪
 3. 1. 5 金銭的制裁
 3. 1. 6 関係イベント／スポーツの自主独立体（クラブ、NF；競技、IF）からの暫定的な追放
 3. 1. 7 イベント／スポーツの自主独立体（クラブ、NF；競技、IF）からの恒久的な追放
 3. 1. 8 賞の返還
 3. 1. 9 適用規則と適用規定に対する認識を向上させるための教育的措置
3. 2 対応措置と制裁は、状況に応じ併用することができる。
3. 3 対応措置または制裁を適用する前に、スポーツの自主独立体は警告を発することができる。
3. 4 スポーツの自主独立体は、選手のアントラーズのメンバーに対する制裁の決定を発表することができる。

4. 対応措置と制裁の比例原則

4. 1 対応措置と制裁は比例原則を尊重し、違反の重大性と釣り合いの取れたものとしなければならない。
4. 2 釣り合いを判断するに当たっては、以下の要素を考慮するものとする。
 4. 2. 1 違反の性質と重大性
 4. 2. 2 1つの違反なのか、複合的な違反なのか
 4. 2. 3 なんらかの処分加重状況にあるか（例えば被害者が未成年である場合）
 4. 2. 4 何らかの処分軽減状況にあるか（例えばスポーツの自主独立体、政府機関、政府系機関への協力）

5. 正当な手続き

5. 1 選手のアントラーズのメンバーは、なんらかの対応措置または制裁を適用される前に、関係するスポーツの自主独立体において釈明する権利を有するものとする。
5. 2 また、そのようなメンバーはスポーツの自主独立体による裁定に対し、上訴の権利を有するものとする。